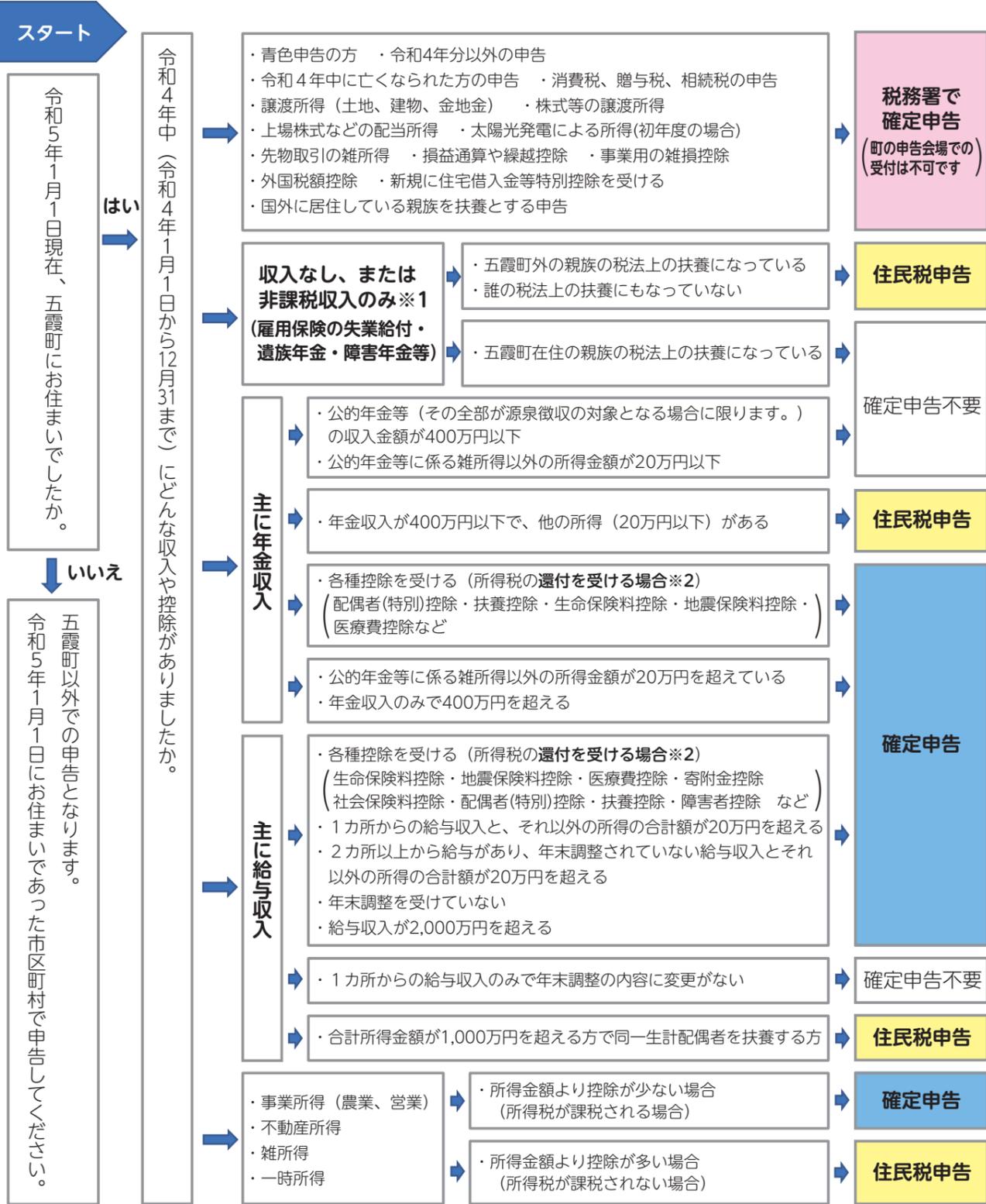


# 申告フローチャート ～申告が必要か確認してみましょう～



※1 収入がなかった場合や非課税所得（遺族年金・障害年金・失業保険など）のみの方は、申告書の提出義務はありませんが、非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、その他行政サービスの利用の際に必要となります。申告をしない場合、各種保険税等の軽減措置が受けられなかったり、非課税証明書の発行ができません。

※2 所得税の還付を受けようとする場合には確定申告をする必要があります。

# 今年度の確定申告のお知らせ

- ◆ **申告期間** 令和5年2月16日(木)～3月15日(水)（※土日祝日を除く）
- ◆ **受付時間** 午前8時30分～午後3時30分（※正午から午後1時までを除く）
- ◆ **受付場所** 役場1階 町民税務課③番窓口（※申込書記入後に受付済書をお渡しします）
- ◆ **申告会場** 役場2階 第2会議室
- ◆ **問合せ先** 役場 町民税務課 税務G ☎(84)1966（直通）
- ◆ **確定申告に関する全般的な問合せ先** 古河税務署 ☎0280(32)4161（代表）



## 1. 町で申告する方の注意事項

- ①受付は当日分のみです。電話での予約や申告時間のご指定はできません。
- ②来庁の際には、マスクを着用し、検温と消毒をお願いします。（※37.5度以上ある方は受付不可）
- ③午前8時から午前9時まで正面玄関入り口前に整理券置き場を設置しますので、申告する人数分の整理券をお取りください。午前9時以降に来庁される方は町民税務課③番窓口にお越しください。
- ④1日の受付人数が52人になり次第、受付は終了します。
- ⑤受付終了後、指定の時間までは車の中や自宅等でお待ちください。
- ⑥町申告会場で受付できない申告がありますので申告フローチャートでご確認をお願いします。

## 2. 申告受付日程表

	所得税の申告			町民税の申告		
	月/日	曜日	受付対象行政区	月/日	曜日	受付対象行政区
所得税の申告	2/16	木	元栗橋	3/3	金	元栗橋
	2/17	金	川妻 大福田	3/6	月	川妻 大福田
	2/20	月	小手指 山王山	3/7	火	小手指 山王山
	2/21	火	堀之内 冬木	3/8	水	堀之内 冬木
	2/22	水	新幸谷 小福田	3/9	木	新幸谷 小福田
	2/24	金	山王 両新田 土与部	3/10	金	山王 両新田 土与部
	2/27	月	江川 幸主	3/13	月	江川 幸主
	2/28	火	原宿台	3/14	火	原宿台
	3/1	水	指定なし	3/15	水	指定なし
	3/2	木	指定なし			

◆できる限り指定された日に申告されるようご協力ください。

### 国税庁のホームページより

◇「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

国税庁ホームページから確定申告書を作成できます。画面の案内に従って入力すると、税額などは自動計算されます。作成した確定申告書等は、下記の方法で提出することができます。

- ・印刷して郵送等
- ・e-Tax（イータックス）にて電子送信



### ◇いつでもどこでもスマホ申告

年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方のほか、年末調整が済んでいない方、2カ所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方などがご利用できます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、ぜひスマホ申告をご利用ください。

